090	人工内耳用材料	
	⑴　人工内耳用インプラント（電極及び受信―刺激器）	
	①　標準型	1,650,000円
	②　長時間稼働型	1,690,000円
	⑵・⑶　（略）	
091～240	（略）	
241	肝内門脈大循環シャント用ステントセット	
	⑴　肝内門脈大循環シャント用ステントグラフト	792,000円
	⑵　肝内門脈大循環シャント用アクセスセット	102,000円
242	小児注意欠如多動症治療補助アプリ	14,500円
243	不眠障害治療支援アプリ	24,100円
244	シルクエラスチン創傷用シート	１㎠当たり1,460円
Ⅲ～Ⅴ	（略）	

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金　インレー用（ＪＩＳ適合品）	１g	16,789円
003　歯科鋳造用14カラット金合金　鉤用（ＪＩＳ適合品）	１g	16,954円
004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１g	16,958円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	16,425円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	5,746円
007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	8,250円
011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１g	327円
012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	414円
013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	353円
014～071　（略）		
072　ＣＡＤ／ＣＡＭブリッジ用材料	１個	11,700円
Ⅶ～Ⅸ　（略）		

090	人工内耳用材料	
	⑴　人工内耳用インプラント（電極及び受信―刺激器）	1,650,000円
	⑵・⑶　（略）	
091～240	（略）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
Ⅲ～Ⅴ	（略）	

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金　インレー用（ＪＩＳ適合品）	１g	15,991円
003　歯科鋳造用14カラット金合金　鉤用（ＪＩＳ適合品）	１g	14,682円
004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１g	14,777円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	14,766円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	4,779円
007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	6,446円
011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１g	262円
012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	287円
013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	293円
014～071　（略）		
（新設）		
Ⅶ～Ⅸ　（略）		

○厚生労働省告示第二百三十三号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和三十五年労働省告示第十号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和八年五月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎